自動車整備分野特定技能協議会　遵守事項

|  |
| --- |
| 特定技能外国人の個人に係る情報その他適切に保護することが望ましい情報の保護を適切に行うこと。 |

　自動車整備分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）においては、優良事例の紹介、不適切な受入れの改善のため、特定技能外国人や特定技能所属機関等に係る機微な内容を扱うことがあります。そのため、協議会において内部限りとしている情報等について、保護を適切に行ってください。

|  |
| --- |
| 特定技能所属機関等においては、入管法その他法令を順守すること。 |

　法務省において作成されている運用要領等を熟読の上、制度の適切な運用に努めてください。http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\_00201.html

|  |
| --- |
| 他の機関に雇用されている特定技能外国人又は技能実習生に対する引き抜き又はその幇助をしないこと。 |

　特定技能外国人の雇用は、入国前の支援や雇用契約の締結等、受入を行う特定技能所属機関の多大な負担の上成り立っています。外国人の円滑な受入れを行うために、特定技能所属機関におかれては、外国人に対する引き抜き、登録支援機関においてはその幇助等を行わないようにしてください。

|  |
| --- |
| 協議会の受入れ自粛要請に従うこと。 |

　「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」（平成30年12月25日閣議決定）においては、人材が不足している地域の状況に配慮し、特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講じるよう努めるものとされています。協議会において自粛要請が決議された場合、これに従うこととしてください。これが遵守されていないと認められる場合、協議会の決議により、協議会から退会させられることとなり、ひいては特定技能外国人の受入れができなくなりますので、ご承知おきください。

|  |
| --- |
| 外国人自動車整備技能実習評価試験（専門級）に合格をしていない等、技能について疑義のある特定技能外国人を雇用しないこと。 |

　自動車整備作業は、自動車の安全に直結する作業であり、また、適切な技能・知識がない状態で外国人を受け入れた場合、外国人自身の安全にも危険が及びます。技能について疑義のある特定技能外国人を雇用しないでください。

|  |
| --- |
| 協議会の定める届出の適切な実施等の協議会規約遵守及び協議会の行う調査等に対する必要な協力をすること。 |

　協議会の円滑な運営のため、規約等に定められた手続き、協議会の行う調査等について、協力をお願いいたします。

　これら事項が遵守されていないと認められる場合、協議会の決議により、協議会から退会させられることとなり、ひいては特定技能外国人の受入れができなくなりますので、ご承知おきください。

遵守事項について、同意いたします。

特定技能所属機関（受入企業）又は

 登録支援機関名称：

代表者名：

日付：